

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館中期目標

前文

佐賀県立病院好生館の歴史は古く、1834年（天保5年）に開院された佐賀藩の医学校を前身としており、1858年に「好生館」と命名されて以来、今日に至るまで150年余の歴史を持つ。

これまで、本県の中核的医療機関として、県内初の緩和ケア病棟の開設や、がん診療連携拠点病院など、先進的な医療に取り組むとともに、救命救急センターの運営を行うなど、県民医療の確保に貢献してきたが、近年、高齢化の進展、がんや循環器系疾患に対する医療需要の高まり、及びこれらに伴う医療の高度化・専門化など、医療を取り巻く環境が変化してきた。その一方で、病院建物の老朽化、狭あい化が進み、県立病院としての機能を果たし続けていくことが困難となってきたことから、平成18年3月に佐賀市嘉瀬地区への移転改築を決定した。

また、こうした環境の変化は、医師の不足・偏在、診療報酬のマイナス改定など、病院経営面における厳しさの増大というかたちでも表れてきており、こうした中、県立病院として求められる役割を将来にわたって安定的・継続的に果たしていくため、新病院の整備とあわせ、より自立性・機動性に優れた運営形態に移行する必要があるとして、地方独立行政法人化を選択した。

今回の中期目標は、今後、好生館が地方独立行政法人として運営していくに当たっての初めての目標であり、第1期中期目標期間に限らず、その後の好生館の方向性を示すとともに、県民に独立行政法人による病院運営のあり方を知ってもらうための重要なものである。また、新たな県民医療の拠点となる新病院に求めることを示すものでもある。

今後とも、佐賀県の医療行政と連携し、県内の中核医療機関の核となる基幹病院として、以下のような公的使命を果たし、県民の健康の維持と県内医療水準の向上、地域医療の支援に貢献するとともに、患者、家族、医療人誰からも信頼され、人が集まる病院を目指していくことを求めるものである。

- 3次救急医療を提供していくこと
- 県民からのニーズの高いがん、循環器系疾患に対する医療をはじめとする高度・専門医療や政策医療等、一般の医療機関では担いきれない医療を提供していくこと
- 基幹災害医療センター、臨床研修病院、地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院、二次被ばく医療機関などの機能充実を図ること

第1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 県立病院として担うべき医療の提供及び医療水準の向上

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館（以下「法人」という。）は、佐賀県立病院好生館（以下「好生館」という。）を着実に運営すること。なお、佐賀県は設立団体として、法人に対し必要な支援を行う。

（1）県立病院として担うべき医療の提供

- ①救命救急センターの運営
 - ・救命救急センターとして、救急患者に 24 時間 365 日対応すること。
 - ・新病院においては、救命救急センターとして必要な機能の強化を図ること。
 - ②高度・専門医療の提供
 - ・本県における中核的医療機関として、循環器系疾患に対する医療、がんに対する医療、小児・周産期医療、感染症医療など、県立病院として求められる高度・専門医療を提供すること。
 - ③高度医療機器の計画的な整備・更新
 - ・県立病院として担うべき診療機能を果たすため、必要な高度医療機器の計画的な整備・更新に努めること。
- (2) 医療スタッフの確保・育成
- ①優秀なスタッフの確保・専門性の向上
 - ・医療機能の維持・向上のため、優秀なスタッフを適正数確保できるよう努めること。
 - ・専門医資格、認定看護師資格、専門看護師資格など、資格取得に向けた支援を充実し、スタッフの専門性の向上を図ること。
 - ②医療スタッフの育成
 - ・地域における救命救急医療の安定的な提供等に資するため、救急スタッフの育成に取り組むこと。
 - ・また、教育研修体制の充実を図り、地域における医療従事者や卒業前の学生の研修受入れ、養成に取り組むこと。
- (3) 信頼される医療の提供
- ①科学的根拠に基づく医療
 - ・患者や家族からの信頼を得、適切な医療を提供するため、科学的根拠に基づく医療（E B M）を推進すること。
 - ②患者中心の医療
 - ・インフォームドコンセントの徹底に努めること。
 - ・医療ソーシャルワーカーの配置等、相談体制の充実を図ること。
 - ・患者が希望すれば、セカンドオピニオンを受けることができるよう、体制の整備を図ること。
 - ③地域の医療機関等との連携強化
 - ・紹介・逆紹介、地域連携クリティカルパス活用など、地域の医療機関や拠点病院等との連携・役割分担に努めること。
- (4) 災害時等の協力
- ・基幹災害医療センターとして大規模災害発生時の患者受け入れ等の協力を行うこと。
 - ・また、災害時医療支援チーム（D M A T）の派遣等による救護活動に取り組むこと。
 - ・二次被ばく医療機関としての役割を果たすため、被ばく医療に携わる人材の育成及び機能の整備に取り組み、原子力災害に適切に備えるとともに、災害発生時においては、被ばく患者を受け入れ、必要な医療を提供すること。

- ・ 新型インフルエンザ等公衆衛生上の重大な危機が発生又は発生しようとしている場合には佐賀県の対応に協力すること。
- ・ 新病院において、基幹災害医療センター機能の拡充を図ること。

2 患者・県民サービスの一層の向上

- (1) 患者の利便性向上
 - ・ 患者や家族が待ち時間や入院生活を快適に過ごすことができるよう、院内における患者の意向把握や利便性向上に努め、快適な療養環境の提供を図ること。
 - ・ 新病院においては、施設面においても、売店等利便施設の充実など更に利便性向上に取り組むこと。
- (2) 職員の接遇向上
 - ・ 患者や家族、一般県民からの信頼と親しみを得られるよう、職員の意識を高め、接遇の向上に努めること。
- (3) ボランティアとの協働
 - ・ ボランティア活動がしやすい環境をつくり、ボランティアとの協働による患者サービスの向上に努めること。

3 社会的責任の遂行

- (1) 環境への負荷の小さい病院運営
 - ・ 病院の運営に当たって、リサイクルの推進など、常に環境への負荷を小さくするよう心がけること。
 - ・ 新病院の整備に当たって、省エネルギー・省資源化に配慮する等、さらに環境への負荷の軽減に努めること。
- (2) 社会的信頼の向上
 - ・ 法令の遵守や、患者・家族への誠実かつ公平な対応、個人情報の保護等に努めること。
- (3) 医療・健康の情報発信
 - ・ ホームページの活用や講演会の開催等を通じて、県民への医療・健康情報発信に努めること。
 - ・ カルテ・レセプト等医療情報の適切な開示や他の医療機関との情報共有に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務の改善・効率化

- (1) 効率的な業務運営
 - ・ 独法のメリットを活かして医療需要の変化に迅速に対応し、病院の組織体制、診療内容等の見直しを行い、効果的、効率的な業務運営に努めること。
- (2) 事務部門の専門性向上
 - ・ 業務の継続的な見直し、電算システムの活用等により、事務部門の効率化を図ること。
 - ・ 法人プロパーの事務職員の採用・育成等、病院事務としての専門性

の向上を図ること。

(3) 人事評価制度の構築

- ・ 職員の業績や能力を適正に評価し、努力した職員が相応な処遇を受けられるよう、客観性の高い人事評価制度の構築を図ること。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

- ・ 診療報酬の請求もれ、減点の防止や未収金の発生防止等、収益の確保に努めること。
- ・ 病床利用率や平均在院日数等の目標値を設定し、その達成に努めること。

(2) 費用の節減

- ・ 費用節減のための具体策を検討し、薬剤費、材料費、人件費等の医療収益に占める目標値を設定し、その達成に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

- ・ 新病院稼動開始に伴う減価償却負担等により、一定期間は経常黒字の維持が困難と予測されることから、その後の安定的な経営に道筋を付けるため、新病院稼動開始前の経常収支比率 100%を目標に収支改善に努めること。
- ・ 将来の経営への負担を軽減するため、新病院建設費用の圧縮に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 新県立病院計画への対応

- ・ 佐賀市嘉瀬地区への新病院移転新築計画を引き継ぎ、着実な推進を図ること。

2 スタッフが就労したい・しやすい環境の整備

- ・ 医療スタッフの安定的な確保を図るため、多様な勤務形態の導入等、スタッフが就労しやすい環境の整備に努めること。
- ・ また、現場を離れたスタッフが、スムーズに仕事に復帰できるよう適切な支援を行うこと。
- ・ 新病院において、院内保育施設の整備・運営を図ること。

3 地方債償還に対する負担

佐賀県立病院好生館の施設整備等に係る地方債について、毎年度確実に負担すること。